

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管課 河川砂防課

法令名	砂利採取法			法令番号	昭和 4 3 年法律第 7 4 号				
手続名	採取計画の認可(採取場の全部又は一部が河川区域、河川保全区域及び河川保全立体区域、又は一般海域以外の場合)			根拠条項	第 1 6 条				
審査基準	<p>1. 砂利採取法第 1 9 条による。</p> <p>2. 「砂利採取計画認可準則について」（昭和 4 3 年 1 0 月 2 日 4 3 化局第 4 9 1 号、建設省河政発第 9 9 号、通商産業省化学工業局長及び建設省河川局長通達）による。</p>								
	受付機関	河川砂防課	処理機関	河川砂防課	交付機関	河川砂防課	標準処理期間	30 日	目次
						標準経過期間	日	No.	